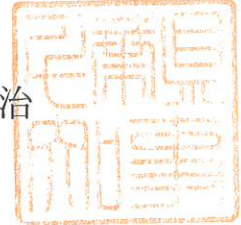




技第43号の9  
令和2年5月15日

株式会社エコ・クリーン  
代表取締役 霜鳥 純昭 様

千葉県知事 鈴木 栄治



解体工事業の登録について（通知）

令和2年4月10日付けで申請のあった解体工事業については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の規定により、下記のとおり登録したので、同法第23条第2項の規定により通知します。

記

登録番号 千葉県知事(登-2)第1215号

登録年月日 令和2年5月28日

登録の有効期間 令和2年5月29日から令和7年5月28日まで

注) 登録の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和7年4月28日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)